

住居確保給付金（家賃補助）のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（家賃補助）のご案内～



兵庫県マスコット はばタン

芦 屋 市

－ 目 次 －

1 住居確保給付金(家賃補助)とは	1
2 支給要件及び支給額	2
3 申請に必要な書類	4
4 申請から決定までの流れ	5
(1) 住宅を喪失している方の場合	5
(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合	7
5 受給中における求職活動等	9
6 支給決定後の常用就職による就労収入の報告 及び(就労中の場合)給与・その他業務上の収入の報告	9
7 支給額を変更する場合	10
8 支給を中止する場合	10
9 再支給する場合	11

◆ 申請書類記入例

- ◎ 住居確保給付金申請書(様式1-1)
- ◎ 住居確保給付金申請確認書(様式1-1A)
- ◎ 入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)

◆ ご相談・お問い合わせ先

1 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職・廃業や、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、芦屋市社会福祉協議会（自立支援相談機関）で支援プランを作成し、就労支援員による就労支援等により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

※芦屋市では自立相談支援を芦屋市社会福祉協議会に委託して実施しています。

● 支給額：下記の金額を上限として、家賃の実費分又は家賃の一部を支給します。

（共益費・管理費等は含みません。申請者の自己負担となります。）

世帯人数	支給上限額※
1人	40,000円
2人	48,000円
3～5人	52,000円
6人	56,000円
7人以上	62,000円

※支給上限額は、芦屋市の生活保護の住宅扶助基準額に基づいています

世帯の収入状況が基準額（2ページ参照）を超える場合は、次の計算式により算出される金額が支給額となります。ただし、支給額の上限は上記のとおり。

支給額 = (基準額 + 賃貸借契約書に記載された実際の家賃額) - 世帯収入額

【次のことにご注意ください】

①住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）

➡上記の支給上限額範囲内の家賃の住宅を探す必要があります。

②住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）

➡現在ご契約の家賃が、上記支給上限額を超えている場合、超えた金額については、申請者の自己負担となります。

● 支給期間：原則3か月間

※ ただし、求職活動等を誠実に実施している方等、一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能（最長9か月）

● 支給方法：芦屋市より住宅の貸主等に直接振り込み

● 支給開始月

①住宅を喪失している方

➡入居に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月分以降の家賃から支給

②住宅を喪失するおそれのある方

➡基本的に、申請日の属する月に支払う家賃から支給

2 支給要件及び支給額

申請時に以下の（１）～（８）のすべてに該当する方が対象となります。

（１）離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居を喪失するおそれがある

（２）ア **離職等の場合は**、申請日において、離職、廃業等の日から２年以内（ただし当該期間にやむを得ない事情があり連続して３０日以上求職活動を行うことが困難であった場合はその日数を加算することができる。加算後の期間は最大４年とする。）

または

イ **やむを得ない休業等の場合は**、就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある

（３）ア **離職等の場合は**、離職等の日において、主たる生計維持者であった（離職等の日には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）

イ **やむを得ない休業等の場合は**、申請時に主たる生計維持者であること

（４）申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯員の収入の合計額が、次の表の収入基準額以下である（収入には失業給付、各種年金等を含む）

世帯人数	基準額	収入基準額（上限額）	
１人	８４，０００円	左記基準額＋家賃額 家賃額は支給上限額 （１ページ参照）を上 限とします	（１２４，０００円）
２人	１３０，０００円		（１７８，０００円）
３人	１７２，０００円		（２２４，０００円）
４人	２１４，０００円		（２６６，０００円）
５人	２５５，０００円		（３０７，０００円）
６人	２９７，０００円		（３５３，０００円）

（５）申請者及び申請者と同一の世帯員の金融資産（預貯金等）の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産の上限額
１人	５０４，０００円
２人	７８０，０００円
３人以上	１，０００，０００円

(6) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職

※を目指した求職活動を行うこと

※「住居確保給付金」における「常用就職」とは、期間の定めのない就労契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいいます。

または

(2) イに該当する者で、自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進につながると認められる場合は、自立に向けた活動を行うこと

(7) 自治体等が実施する類似の給付等（生活保護等）を、申請者及び申請者と同一の世帯員が受けていないこと

※職業訓練受講給付金との併給は可能です。

※芦屋市社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金」や「臨時特例つなぎ資金」は含みません。

(8) 申請者及び申請者と同一の世帯員のいずれもが暴力団員※でないこと

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

◆支給額の算出例◆

2人世帯の場合 【支給上限額：48,000円、基準額：130,000円】※1、2ページ参照

例1：月の世帯収入が基準額以下の場合（月の世帯収入80,000円＜基準額130,000円）

① 家賃43,000円＜支給上限額48,000円 支給額＝家賃 ＝43,000円（全額支給）	② 家賃80,000円＞支給上限額48,000円 支給額＝支給上限額 ＝48,000円（超過分32,000円は本人負担）
--	--

例2：月の世帯収入が基準額を超える場合（月の世帯収入140,000円＞基準額130,000円）

① 家賃43,000円＜支給上限額48,000円 支給額＝基準額＋賃貸借契約書に記載された実際の家賃額－世帯収入額 ＝（130,000円＋43,000円）－140,000円 ＝33,000円（超過分10,000円は本人負担）	② 家賃80,000円＞支給上限額48,000円 支給額＝基準額＋賃貸借契約書に記載された実際の家賃額－世帯収入額 ＝（130,000円＋80,000円）－140,000円 ＝48,000円（上限額は住宅扶助基準のため）
---	---

3 申請に必要な書類

住居確保給付金対象者の要件に適合しているか審査する必要がありますので、次の書類を芦屋市社会福祉協議会へ提出してください。

※各提出書類の写しについては、確認のため芦屋市社会福祉協議会に原本をご提示ください。

※一度提出いただいた申請書類は、どのような理由があっても返却できません。

※必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

□ 住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）

□ 住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1 A）

□ 本人が確認できる書類（次のいずれかの写し） ※顔写真がない書類の場合は 2 点必要です。

- ・ 運転免許証 ・ 個人番号カード ・ 住民基本台帳カード ・ 一般旅券 ・ 健康保険証
- ・ 各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等） ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍謄本 ・ 在留カード 等

□ 「離職等」や「個人の都合等によらず収入を得る機会が減少したこと」が確認できる書類

- ・ 2 年以内（やむを得ない事情に該当する場合は最長 4 年以内）に離職または廃業したことが確認できる書類（離職票や廃業届等）の写し
- ・ やむを得ない休業等による減少を証する書類（雇用主から休業を命じる文書、アルバイトのシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）
- ・ 「離職状況等」や「就業機会の減少」に関する申立書（やむを得ず書類が整わなかった場合のみ）

□ 申請日の属する月の収入が確認できる書類

- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類の写し（給与明細・金融機関の通帳等）

※収入の変動がある場合は、直近 3 か月分がわかるものを提出してください。

※雇用保険の失業給付、年金等の公的給付を受けている方は、その額がわかるものを提出してください。

※親族等からの仕送りも収入に含まれます。

□ 金融資産が確認できる書類

- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産（預貯金額等）が確認できる書類の写し（金融機関の通帳等）

※債権、株式、投資信託、暗号資産等も含まれます。

□ 求職活動関係書類

【就労を目指す方】

求職者受付票（ハローワークカード）の写し ※ハローワークで発行します。

※ハローワークから発行された求職番号を様式 1-1 A 裏面へ記載でも可

【事業再生を目指す方】

事前に申込みを行った地方公共団体が認める公的な経営相談先（商工会等）について、様式 1-1 A 裏面へ記載する。

□ 入居(予定)住宅関係書類 ※貸主または不動産媒介業者等に必要事項を記入してもらってください。

◎ 住宅を喪失している方

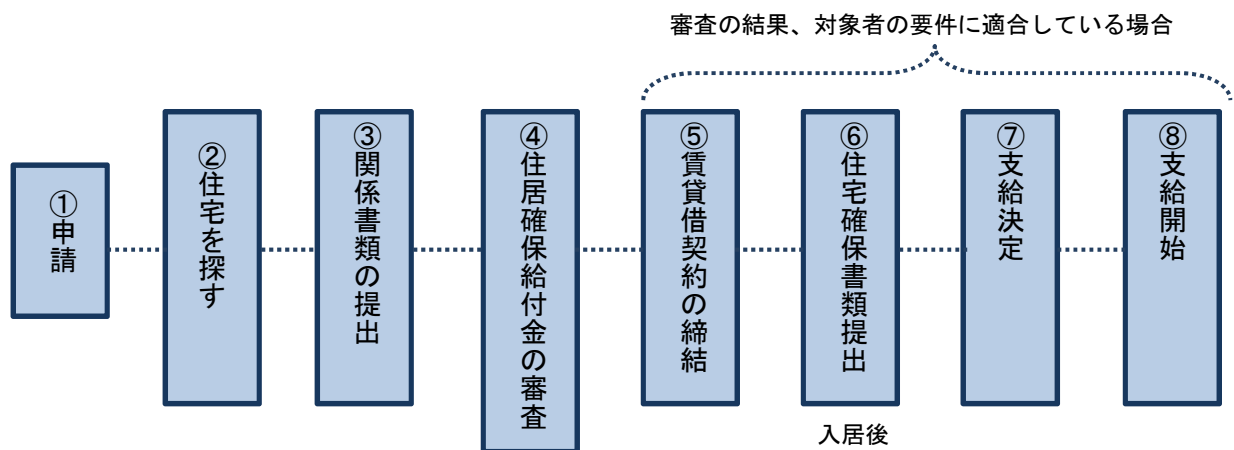
- ・入居予定住宅に関する状況通知書※（様式2-1）

◎ 住宅を喪失するおそれのある方

- ・現在お住いの住宅の「賃貸借契約書」の写し
- ・入居住宅に関する状況通知書※（様式2-3）
- ・現住所地在記されている公共料金（光熱水費）の領収書の写し等（居住実態を確認する資料として用います）

4 申請から決定までの流れ

（１）住宅を喪失している方の場合



① 申請

- ◆申請書類を芦屋市社会福祉協議会より受け取り、その他申請に必要な書類（４ページ参照）とあわせて、申請の準備を行ってください。

※住居確保給付金の申請時には、芦屋市社会福祉協議会による支援プランの作成が必要です。

② 住宅を探す

- ◆不動産媒介業者等に「住居確保給付金支給申請書（様式1-1）」の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探してください。

※住居確保給付金の支給上限額以内（１ページ参照）の家賃（共益費・管理費等は含まれません。）の住宅に限りますのでご注意ください。

- ◆住宅が見つければ、貸主または不動産媒介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」を記入してもらってください。

③ 関係書類の提出

- ◆必要書類が整ったら、芦屋市社会福祉協議会へ提出してください。

④ 住居確保給付金の審査

- ◆住居確保給付金の申請に必要な書類（４ページ参照）がすべて提出された段階で住居確保給付金対象者の要件に適合しているかの審査を行います。

支給が認められた場合

「住居確保給付金支給対象者証明書（様式３）」を交付するとともに「住居確保報告書（様式５）」の用紙をお渡しします。

※「住居確保報告書（様式５）」は不動産媒介業者等で住宅を探し、住宅を確保した場合に必要となります。

支給が認められなかった場合

「住居確保給付金不支給決定通知書（様式４）」を交付します。

※住宅を確保した貸主または不動産媒介業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書（様式４）」を提示し、賃貸借契約を締結できない旨を申し出てください（芦屋市社会福祉協議会からも当該業者等へ連絡します）。

⑤ 賃貸借契約の締結

- ◆「入居予定住宅に関する状況通知書（様式２－１）」を記入してもらった不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給対象者証明書（様式３）」を提示し、賃貸借契約を締結してください。

⑥ 住宅確保書類の提出（入居後）

- ◆住宅に入居後７日以内に、次の書類を芦屋市社会福祉協議会へ提出してください。

- ・「住居確保報告書（様式５）」※④でお渡しした書類
- ・「賃貸借契約書」の写し
- ・新住所における住民票の写し

※提出されない場合、住居確保給付金の支給はされませんので必ず提出してください。

⑦ 支給決定

- ◆⑥の書類提出後、下記の書類をお渡しします。

求職活動については、P 9「５．住居確保給付金受給中における求職活動等」をご覧ください。

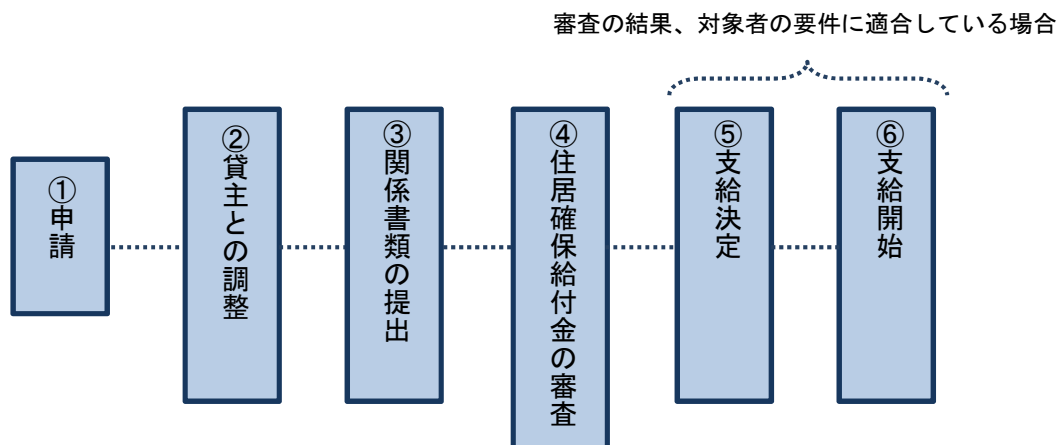
- ・「住居確保給付金支給決定書（様式７－１）」⇒ご本人で保管
- ・「住居確保給付金支給決定書（様式７－１）」の写し⇒不動産媒介業者等に提出

⑧ 支給開始

- ◆入居に際して「初期費用として支払いを要する月分の家賃」の翌月分以降の家賃から支給します。

（例）１月１５日に入居する方が、初期費用として１月分家賃（日割り）と２月分家賃を前払いした場合は、３月分以降の家賃を支給します。

(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合



① 申請

◆申請書類を芦屋市社会福祉協議会より受け取り、その他申請に必要な書類（４ページ参照）とあわせて、申請の準備を行ってください。

※住居確保給付金の申請時には、芦屋市社会福祉協議会による支援プランの作成が必要です。

② 貸主等との調整

◆貸主または不動産媒介業者等に「入居住宅に関する状況通知書（様式２－３）」を記入してもらってください。

③ 関係書類の提出

◆必要書類が整ったら、芦屋市社会福祉協議会へ提出してください。

④ 住居確保給付金の審査

◆住居確保給付金の申請に必要な書類（４ページ参照）がすべて提出された段階で住居確保給付金対象者の要件に適合しているかの審査を行います。

支給が認められた場合

下記、⑤支給決定により「住居確保給付金決定通知書（様式７－１）」を交付します。

支給が認められなかった場合

「住居確保給付金不支給決定通知書（様式４）」を交付します。

※住宅を確保した貸主または不動産媒介業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書（様式４）」を提示し、住居確保給付金を受給できない旨を申し出てください（芦屋市社会福祉協議会からも当該業者等へ連絡します）。

⑤ 支給決定

◆支給が認められた方には、下記の書類をお渡しします。

求職活動については、P 9「5. 住居確保給付金受給中における求職活動等」をご覧ください。

- ・「住居確保給付金支給決定書（様式 7-1）」⇒ご本人で保管してください。
- ・「住居確保給付金支給決定書（様式 7-1）」の写し⇒不動産媒介業者等に提出してください。

⑥ 支給開始

◆基本的に申請日の属する月に支払う家賃から支給します。

（例）4 月 1 5 日に申請が受理された場合

- ・翌月分を当月末までに支払う場合：5 月分の家賃（4 月支払い分）から支給します。
- ・当月分を当月末までに支払う場合：4 月分の家賃（4 月支払い分）から支給します。

※住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。

5 受給中における求職活動等

住居確保給付金の受給中は、芦屋市社会福祉協議会の相談支援員の助言等により、誠実かつ熱心に常用就職に向けて求職活動等を行う必要があります。

【就労を目指す方】

- ①毎月4回以上、芦屋市社会福祉協議会の相談支援員による面接等の支援を受けてください。面接時には、「求職活動状況報告書（参考様式9）」を持参し、ハローワークにおける職業相談状況の報告や、その他の求職活動等の状況を報告してください。
- ②毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けてください。
活動時には、「職業相談確認票（参考様式6）」をハローワークに持参してください。
- ③毎週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けてください。
活動内容は、「常用就職活動状況報告書（参考様式7）」に記入してください。

【事業再生を目指す方】※支給7～9ヶ月目は「就労を目指す方」の活動を行っていただきます。

- ①毎月4回以上、芦屋市社会福祉協議会の相談支援員による面接等の支援を受けてください。面接時には、「求職活動状況報告書（参考様式9）」を持参し、自立に向けた活動等の状況を報告してください。
- ②月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けてください。
相談内容は、「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」に記入してください。
- ③月1回以上、経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し、計画に基づく収入を得る機会の増加を図る取組を行ってください。
計画や行った取組については、「自立に向けた活動計画（参考様式10）」、「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」に記入してください。

※芦屋市社会福祉協議会が作成する支援プランに基づき、相談支援員の助言や指示に従い求職活動等を誠実かつ熱心に行ってください。また、必要に応じて公共職業安定所の「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を受けていただくことがあります。

※これらを怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止することがあります。

6 支給決定後の常用就職による就労収入の報告

及び（就労中の場合）給与・その他業務上の収入の報告

- ◆常用就職※された場合は、「常用就職届（様式6）」及び雇用形態を確認できる書類（採用証明書、雇用契約書等）を芦屋市社会福祉協議会へ提出してください。
- ◆「常用就職届（様式6）」を提出した翌月以降、就労収入額が確認できる書類を芦屋市社会福祉協議会へ毎月提出してください。
- ◆給与・その他の業務上の収入を得る機会の減少により受給している方は、収入額が確認できる書類を芦屋市社会福祉協議会へ毎月提出してください。

※「住居確保給付金」における「常用就職」とは、期間の定めのない就労契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいいます。

7 支給額を変更する場合

原則として、住居確保給付金の受給期間中は支給額の変更は行いませんが、以下の場合には支給額の変更を行いますので、芦屋市社会福祉協議会で変更申請を行ってください。

- ◆受給期間中に家賃が変更された場合
- ◆住居確保給付金支給額（１ページ参照）に記載されている計算式により一部支給を受けている方で、収入減少により月収が基準額（２ページ参照）以下となった場合
- ◆借主の責によらず転居せざるを得ない場合または芦屋市社会福祉協議会との相談の中で芦屋市内での転居が適当だと判断され、転居の結果、家賃額が変更となる場合

※住居確保給付金の支給額の変更が決定された場合は、「住居確保給付金変更支給決定通知書（様式 7-3）」を交付します。

8 支給を中止する場合

以下の場合、支給を中止します。

- ◆誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合または就労支援に関する指示に従わない場合
- ◆常用就職や給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が、収入基準額（２ページ参照）を超えた場合、その収入が得られた翌月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆受給者が住宅から退去した場合（借主の責に寄らず住宅を退去した場合又は芦屋市社会福祉協議会等の指導により同一の自治体内で転居が適当である場合を除く）、退去した日の属する月の翌月分以降の家賃相当分から給付金の支給を中止します。
- ◆支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- ◆受給者が生活保護に至った場合、禁錮刑以上の刑に処された場合
- ◆受給者または同一世帯の者が暴力団員と判明した場合
- ◆上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合 他

※住居確保給付金の支給を中止する場合は、「住居確保給付金支給中止通知書（様式 8）」を交付します。

住居確保給付金受給中に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、過支給分の全額または一部について返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

9 再支給する場合

従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過し、下記のいずれかかつ住居確保給付金の支給要件（P 2～3）に該当する場合は、再支給できることがあります。

※ただし、最後に住居確保給付金を申請した日が令和6年3月31日以前で、支給終了後に解雇その他事業主の都合による離職により困窮した場合には、支給終了した月の翌月から起算して1年経過している必要はありません。

- （１）住居確保給付金の受給期間の終了後、常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）した場合
- （２）住居確保給付金の受給期間の終了後、給与その他の業務上の収入を得る機会の増加等により、収入基準額以上の収入があった月があり、現在、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少している場合

記入例

関係) (表面)

(様式 1 - 1) (表面)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第1号の規定による支給)

フリガナ	アシヤ タロウ		
①氏 名	芦屋 太郎		
②生年月日	昭和	平成・令和	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 満 (〇〇) 歳
③電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)			
1. 離職又は則第3条第1号に規定する場合			
離職等の時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
離職等した事業所	〇〇株式会社 〇〇支店		
2. 則第3条第2号に規定する場合			
給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	勤務先の〇〇が一部休業となり、週4~5日勤務が日程度以下の勤務となり収入が減少した。		
⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること			
離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	〇〇年〇〇月から〇〇株式会社に勤務し、離職するまで世帯の生計を維持していた。		
⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)			
1. 住居を喪失していること			
住居を喪失した時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
喪失した住居の住所	芦屋市〇〇町〇-〇-〇		
現在の状況	友人宅に身を寄せて		
2. 住居を喪失するおそれがあること			
現在の住所	芦屋市〇〇町〇-〇-〇		
住居の家主等	〇〇 〇〇 (家主等を)		
喪失するおそれのある住居の家賃額	〇〇〇〇〇円 (共益費・管理費等は含まない)		
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	収入が減少し、貯金等を切り崩しながら生活して今後の家賃が支払えない状況であるため。		
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること			
フリガナ	アシヤ タロウ	アシヤ ハナコ	
氏名	芦屋 太郎	芦屋 花子	
続柄	本 人	妻	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	昭和〇年〇月〇日	
収入 (月額)	〇〇円	〇〇円	円 円
預貯金等	〇〇円	〇〇円	円 円

※申請日の属する月の収入 (月額) が確実に推計できる場合はその額を記入し、変動があるときは収入の確定している直前収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

(1) (2) いずれかに記入

- (1) 離職等の場合
- (2) 収入を得る機会が減少している場合
- ※(2) は収入を得る機会が減少している状況、理由等を詳細に記入)

(必ず記入)

離職等や収入を得る機会が減少する前、どのように本人が生計を維持していたか詳細に記入

(1) (2) いずれかに記入

- (1) 住居を喪失している
- (2) 住居を失うおそれがある
- ※状況を詳細に記入

・申請月の収入を記入
・児童手当、(特別) 児童扶養手当、年金などの公的給付も合算
※変動がある場合は確定している直近3か月の平均収入を記入
※給与明細や通帳コピーなどの算定根拠資料を添付すること(推計の場合は特にその根拠を示すこと)

預貯金と現金の合計額を記入
※預貯金は通帳の残高合計とあわせること
※現金がある場合は、審査時にわかるよう、通帳コピー等の余白部分にも記載

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資に必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者、公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で利用することについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 〇年 〇月 〇日

芦屋 市長 殿

申請者氏名 芦屋

同意事項をよく読んだうえで、

- ・日付の記入
- ・記名押印もしくは署名

をしてください。

※日付は他の書類と合わせてください。

記入例

を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式 1-1）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書（則第11条第1項第1号の規定による支給）

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ①月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - ・則第 3 条第 2 号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者
 - ①月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②原則月 1 回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
 - ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月 1 回以上、当該計画に基づく取組を行う
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 ☐ 再支給の申請ではない（過去に則第11条第1項第1号の規定による家賃補助の支給を受けたことがない）
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
再支給の申請までに ☐ 常用就職をした
 ☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から 2 年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月 1 回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

〇〇年 〇〇月 〇〇日

芦屋市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所 芦屋市〇〇町〇-〇

申請者氏名 芦屋 太郎

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

・申請日を起点に2年(疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し

・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載(公共職業安定所等での求職活動を行う申請者)

公共職業安定所から付与された求職番号

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

2 経営相談先の記載(則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得るため、図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者)

経営相談先の名称

3 入居(予定)住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)

(3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から貸貸人へ賃料を支払う者

クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等)

※(3)は、自治体の求めに応じて、ご提出ください

該当する方に記入

入居住宅に関する状況通知書

(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

芦屋市長 様

〇〇年〇〇月〇〇日

(商号又は名称) △△ 株式会社

(代表者名) △△ △△

(所在地) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 芦屋市〇〇〇〇〇〇

(免許証番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(担当者等) 氏名 □□ □□ 所属 □□□課

電話番号 0797 - 〇〇 - 〇〇〇〇

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。
※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

下記(注意事項)に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	アシヤ 太郎、アシヤ ハナコ 芦屋 太郎、芦屋 花子
生年月日	賃借人の生年月日を記入 〇〇年〇〇月〇〇日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (2名)
入居開始年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇年〇〇月〇〇日までの〇月〇日間)

入居している賃貸住宅について

名称	〇〇マンション 〇〇号室
所在地	芦屋市〇〇町〇-〇
月額家賃	家賃額のみを記入(共益費・管理費・駐車(輪)場代は含まない) 〇〇〇〇〇円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の()内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
- なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。
- ☐ 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。
- ☐ 口座振込又はクレジットカード払い等とすることができ、途中変更ができない。
- ☐ 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(〇月から変更可能)

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	原則、賃貸借契約書に記載の口座を記入 普通・当座
-------------	------------------------	--	-----------------------------

(表面)は
不動産媒介業者等に
記入を依頼してください

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5 のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式 1 - 3 の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の 振込先	賃借人の 振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

(裏面) は
住居確保給付金申請者本人
が記入

【以下は、申請者全員記載してください】

〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 芦屋 太郎
住所 芦屋市〇〇町〇-〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を芦屋市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

ご相談・お問い合わせ先

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

- ◆ 住 所：芦屋市保健福祉センター1階 総合相談窓口
(芦屋市呉川町14番9号)
- ◆ 電 話：0797-31-0681
- ◆ F A X：0797-32-7529
- ◆ メール：kurashi@ashiya-shakyo.com
- ◆ 受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日除く

※ 総合相談窓口は、芦屋市が芦屋市社会福祉協議会へ委託して実施しています。



兵庫県マスコット はばタン

- 令和2年 4月30日 発行 —
- 令和2年 7月 3日 改訂 —
- 令和2年10月22日 改訂 —
- 令和5年 4月 1日 改訂 —
- 令和7年 4月 1日 改訂 —